



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	民法入門（平成18年度）
Author(s)	池田, 清治
Issue Date	2006-04-20T05:02:10Z
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/8395
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	learning object
File Information	12.pdf, 第12回レジュメ



債権回収の諸手段 (その1)

《概観・債務不履行に対する諸対策》

1 確認・これまでの議論とこれからの議論

a 契約の成立と意思表示 ()

契約が成立しているのとしないのとでは、どこが違うか? (「契約の拘束力」)

b 契約から発生する義務 ()

その契約からはどんな義務が発生するか? (「契約自由の原則」)

* 不法行為からも義務 (= 損害賠償義務) が発生する ()。

c 契約をめぐるトラブルと不法行為 ()

契約の通常の流れ: 債務の履行 (= 弁済)。

契約をめぐるトラブル

(1) 契約の成立をめぐるトラブル: 契約の無効・取消 (不当利得等)。

(2) 契約の履行をめぐるトラブル

債務の不履行: 履行強制、損害賠償責任、契約の解除。

受領の拒絶: 弁済の提供、受領遅滞、供託。

不幸の分担: 危険負担。

d 債務を履行してくれない場合、どのような現実的な手段があるか? ()

2 【確認】債務不履行に対する正攻法 (レジュメ pp. 32-33 参照) とその限界

a 履行強制 (414 条) の方法とその限界

履行強制の方法: 債務名義 (勝訴判決) 直接強制・代替執行・間接強制。

履行強制の限界: 目的物やお金の存否 (債務者の資力)。

b 損害賠償責任 (415 条) の方法とその限界

損害賠償責任 (お金で賠償) の方法: 債務名義 (勝訴判決) 直接強制。

損害賠償責任の限界: 債務者の資力。

* 不法行為責任の場合にも同じ限界がある。

c 契約解除の方法とその限界

契約解除の方法：催告 契約の消滅。

契約解除の限界：未履行部分については問題はないが、既履行部分（＝要返還部分）については、目的物やお金の存否（債務者の資力）が問題となる。

d まとめ：これらの正攻法は現在の「債務者の資力（＝財産状況）」に依存している。

*同時履行の抗弁権（533条）の意義：公平性を確保し、履行を促進させるだけでなく、債務者の無資力に対する防衛手段の1つでもある。

3 現実的手段・その1 - 債務者がお金を払ってくれない! -

a 相殺（505条以下）：実は債権者も債務者に借金していた。

【概観・相殺の仕組み】

メリット：債務名義不要（＝裁判所に行く手間不要）、債務者の同意も不要。

デメリット：債権者が債務者に借金していることが前提（銀行取引等）。

b 代物弁済（482条）：実は債務者に他の財産があった（特に債権譲渡（466条以下））。

メリット：債務名義不要（＝裁判所に行く手間不要）。

*ただし、債務者の同意は必要（代物弁済は1つの「契約」である）。

デメリット：債務者に他の財産（物や債権）があることが前提。

【概観・債権譲渡の仕組みと代物弁済としての債権譲渡】

c 債権者代位権 (423 条): 実は債務者が第三者に対する権利を持っていた。

【概観・債権者代位権の仕組み】

メリット: 債務名義不要 (= 裁判所に行く手間不要)、債務者の同意も不要。

*ただし、債務者が無資力であることが前提。

デメリット: 債務者が第三者に対して権利を持っていることが前提。

附・債権譲渡と債権者代位権の相互関係

	債務者の同意の要否	債務者の資力
債権譲渡	必要 (契約だから)	債務者の資力は問わない。
債権者代位権	不要	債務者が無資力であること。

d 債権者取消権 (424 条): 実は債務者が詐害行為 (資産減少行為) をしていた場合。

【概観・債権者取消権の仕組み】

メリット: 債務者の同意は不要 (債務名義も不要。ただ、裁判上の行使に限る)。

最大のメリットは債務者に現在全く財産がなくても行使できること。

*ただし、債務者が無資力であることが前提。

デメリット: 債務者の詐害行為 (= 財産を減少させる行為) が前提。

e まとめ - これまで諸手段の限界 -

債務者が本当に「無資力」だったら、どうにもならない (= 事後処理の限界)。

「転ばぬ先の杖」 (= 事前の担保・保証制度) の必要性 (4)。

4 現実的手段・その2 - まずお金を貸す前に：約定担保制度 - (レジュメ No. 13)

a 債務者自身に財産がある場合 - 財産への担保権の設定 -

財産：不動産、動産、債権。

担保の取り方 - その歴史と目的物別の使用法 -

(1) 質権 (342条以下)：もっとも、古い担保の方法。

動産：質権者(債権者)による現実の占有(質屋を考えると分かりやすい)。

不動産：不動産登記簿への登記+債権者による不動産の現実の占有。

附・債権：第三債務者への連絡(=通知)。

(2) 抵当権 (369条以下)：不動産のみ(登記のみ。不動産に持ち逃げなし)。

*占有を不要とすることの利点：債務者が使える。債権者は管理不要。

(3) 譲渡担保 (判例)：動産(不動産、債権も可)。

*動産において現実の占有を不要とすることの利点：工場の機械等を考えよ。

(4) その他：買戻、仮登記担保、所有権留保、代理受領等。

b 債務者自身には財産がない場合 - 保証人の登場 -

保証人と保証人の責任(446条以下)：債務者が払えないとき、代わりに払う。

物上保証人と物上保証人の責任(351条、372条)：債務者に代わって、物を提供。

保証人の求償権(or 弁済者による代位)：払った(物上)保証人は債務者に請求。

c まとめ - 約定担保制度の限界 -

約定担保(=契約による担保設定)ができない債権者(5)。

5 現実的手段・その3 - 法定担保制度：法による債権者の保護 - (レジュメ No. 14)

a 留置権 (295条以下)：時計の修理(担保は取りにくく、他方、時計の価値は増加)。

*同時履行の抗弁権(533条)との関係：留置権は第三者にも主張可能。

b 先取特権 (303条以下)：法が認めた、特定の債権者の優先権(その理由は多様)。